

別紙様式2 (第26条 第3項関係)

動物実験に関する自己点検及び評価報告書
(令和7年度)

千葉県畜産総合研究センター

1 取扱要領

- ☒ a 規程に適合した取扱要領が定められている。
☐ b 取扱要領は定められているが、改善すべき点がある。

① 改善を要する点

② 改善の方針及び時期等

2 動物実験委員会

- ☒ a 規程に適合した動物実験委員会が設置されている。
☐ b 動物実験委員会は設置されているが、改善すべき点がある。

① 改善を要する点

② 改善の方針及び時期等

3 動物実験管理者

- ☒ a 規程に適合した動物実験管理者が置かれている。
☐ b 動物実験管理者は置かれているが、一部に改善すべき点がある。

① 改善を要する点

② 改善の方針及び時期等

4 施設等の指定

- ☒ a 施設等は、動物実験委員会で審査され、規程に適合したものが適切に指定され、指定施設等においてのみ飼養管理及び動物実験が行われている。
☐ b 施設等の指定に関して問題がある。

① 問題点

② 改善の方針及び時期等

5 施設等の維持管理

- ☐ a 施設等は適切に維持管理されている。
☒ b 施設等の維持管理に問題がある。

① 問題点

・施設の老朽化が著しい。

② 改善の方針及び時期等

・短期的には施設の計画的な修繕と、突発的な修繕に対する毎年度の予算確保。将来的には施設の改修及び更新。

6 動物実験計画の審査及び実施

- ☐ a 動物実験計画は、規程に従って適切に審査、実施されている。
- ☒ b 動物実験計画の審査、実施に関して問題がある。

① 問題点

・動物実験回数（採血回数）の増加に関して、計画変更承認を受けていなかった。

② 改善の方針及び時期等

・動物実験計画に係る変更承認手続きについて、速やかに研究員全員に周知する。

・令和8年度の教育訓練（時期未定）においても、再度周知を行う。

7 動物実験の実施結果報告

- ☒ a 動物実験の実施結果は適切にセンター長へ報告され、取りまとめた実施状況は保管されている。
- ☐ b 動物実験の実施結果の報告に関して問題がある。

① 問題点

② 改善の方針及び時期等

8 実験動物の健康及び安全の保持

- ☒ a 飼養保管や輸送において、規程に定められた実験動物の健康・安全の保持の措置が適切に行われている。
- ☐ b 飼養保管や輸送において、実験動物の健康・安全の保持に関して問題がある。

① 問題点

② 改善の方針及び時期等

9 生活環境の保全

- ☒ a 規程に従い、施設等及びその周辺の生活環境の保全に努めている。
- ☐ b 施設等及びその周辺の生活環境の保全に関し問題がある。

① 問題点

② 改善の方針及び時期等

10 人への危害・環境保全上の問題の防止

- ☒ a 規程に従い、人への危害や環境保全上の問題が適切に防止されている。
- ☐ b 人への危害や環境保全上の問題の防止に関し問題がある。

① 問題点

② 改善の方針及び時期等

11 安全管理に注意を要する動物実験（遺伝子組換え動物、感染症等に係る実験）

- ☐ a 安全管理に注意を要する動物実験について、規程及び関連法令に適合した実施体制が確保され、安全に実験が行われている。
- ☐ b 安全管理に注意を要する動物実験について問題がある。

① 問題点

② 改善の方針及び時期等

- ☒ c 安全管理に特に注意を要する動物実験は実施していない。

12 地震、火事等の緊急時の対応

- ☒ a 緊急事態に備えた措置に関する計画が定められ、緊急時の対応に問題はない。
- ☐ b 緊急事態に対する備え、対応に関して問題がある。

① 問題点

② 改善の方針及び時期等

13 教育訓練

- ☒ a 規程に沿って、教育訓練が実施されている。
- ☐ b 教育訓練は実施されているが、問題がある。

① 問題点

② 改善の方針及び時期等

- ☐ c 必要な教育訓練が実施されていない。

○ 実施の方針及び予定等

- ☐ d 当該年度には、教育訓練が必要な者はいなかったため、実施せず。

備考1 ○ ○ の箇所には和暦を記載すること。

2 該当する評価結果の□ に✓ 印を記入すること。

3 評価結果が「b」又は「c」に該当した場合は、当該評価結果の下欄に表示している事柄について、当該欄にその内容を記載すること。

* 動物実験に関する自己点検及び評価報告書の論拠

1. 千葉県畜産総合研究センターにおける産業動物を用いた動物実験の実施に関する取扱要領（以下、要領）が存在する。
2. 要領第3及び千葉県畜産総合研究センターにおける動物実験等の実施に関する規程（以下、規程）第8条に則り、設置している。
3. 要領第4及び規程第7条に則り、動物実験責任者と同じく所長・室長・主幹としている。
4. 規程第12条に則り、適切に指定され、指定施設等においてのみ飼養管理及び実験が行われている。
5. 規程第13条に「飼養保管施設は、次の各号に掲げる要件を満たし、及び適切に維持管理されたものでなければならない」と定められているが、「四 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること」および「六 使用する者の安全及び健康保持が確保されていること」に関しては、昭和40年代に建てられた施設のため老朽化が著しく、耐震性が低いことから、万一地震により施設が倒壊した場合に、使用する者の安全確保及び実験動物の逸走の防止が困難となるおそれを否定できない。
6. 規程第10条に則る動物実験計画変更の承認を受けずに実験回数を増加した課題が1課題あった。なお、実施回数については、試験に必要となる最低限の回数であったことを確認している。
7. 規程第11条4に則り、別紙様式1により適切に報告されている。また、規程第20条2により適切に保管されている。
8. 規程の第18及び第22条に則り、適切に行われている。
9. 規程第19条に則り、適切に行われている。
10. 規程第23条に則り、適切に防止されている。
11. 今年度は規程第11条2に該当する動物実験は行われていない。
12. 要領第10に則り、内規「家畜・家禽管理作業などを安全に行うために」を定めて適切に対応している。また、規程第24条により緊急時の対応が定められている。
13. 規程第25条に則り、適切に実施されている。R7年度は2月4日に「畜産総合研究センター職場研修～動物実験に係る教育訓練～」を開催し33名が参加。